

令和4年第7回広島市農業委員会総会（初総会）議事録

1. 日 時 令和4年6月17日（金） 開会 午後3時00分
閉会 午後3時40分

2. 場 所 東区地域福祉センター3階 大会議室1・2

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	舩木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

なし

6. 議事録署名者

4番 山本 香織 5番 溝口 憲幸

7. 職務のため出席した事務局職員

(1) 広島市経済観光局

農政課長 梶川 修 同課長補佐（事）計画係長 松本 広樹
同技師 土岡 美穂

(2) 広島市農業委員会事務局

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹（事）主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸

8. 総会議事日程

(1) 審議事項

- ・議案第1号 会長の互選について
- ・議案第2号 会長職務代理者の互選について
- ・議案第3号 議席の決定について

(2) その他

- ・令和4年度農業委員会活動計画について

議 事

農政課長

私は経済観光局農政課長の梶川と申します。よろしくお願いいたします。

広島市農業委員会の初総会の開会に先立ちまして、初総会招集の趣旨についてご説明させていただきます。

本来、農業委員会の総会は、会長が招集することとなっておりますが、農業委員の任期満了による任命の後に行われる最初の総会は、市町村長が招集する旨が「農業委員会等に関する法律第27条」に規定されております。従いまして、今回はその条項により市長が招集したものでございます。

開会までの間、私が進行をさせていただきます。よろしくご協力の程、お願いいたします。

それでは本日が初めての総会でございますので、委員皆様方で自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の仮議席表をご覧ください。この仮議席表は、「広島市区の設置等に関する条例」で定められた区の区域の順に従って、委員の住所順に配席させていただいております。

それでは、仮議席表の順により、山本委員から順に自己紹介をお願いします。山本委員、よろしくお願いいたします。

山本委員

南区の山本です。よろしくお願いいたします。

鍛冶山委員

西区の鍛冶山です。よろしくお願いいたします。

溝口委員

安佐南区の溝口でございます。よろしくお願ひします。

福島委員

同じく安佐南区の福島です。よろしくお願ひします。

上垣内委員

同じく安佐南区の上垣内です。よろしくお願ひします。

浅元委員

安佐南区の浅元といいます。よろしくお願ひします。

己斐委員

安佐北区の白木です。己斐といいます。よろしくお願ひします。

岩重委員

安佐北区の岩重といいます。よろしくお願ひします。

下谷委員

安佐北区の高陽です。下谷です。よろしくお願ひします。

佐藤委員

安佐北区高陽の佐藤です。よろしくお願ひします。

高島委員

安佐北区の高島でございます。よろしくお願ひします。

沼田委員

安佐北区可部の沼田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

谷口委員

安佐北区安佐町の谷口です。よろしくお願ひします。

船木委員

安佐北区安佐町の船木です。よろしくお願ひします。

河野委員

安芸区の河野でございます。よろしくお願いいたします。

山縣委員

安芸区阿戸町の山縣でございます。よろしくお願いいたします。

吉田委員

佐伯区の湯来でございます。吉田でございます。よろしくお願いいたします。

奥田委員

佐伯区五日市町石内というところでございます。奥田と申します。よろしくお願いいたします。

児玉委員

佐伯区の児玉です。よろしくお願いいたします。

農政課長

ありがとうございました。引き続きまして、農政課から市側の出席者のご紹介をさせていただきます。

私は経済観光局農政課長の梶川と申します。よろしくお願いいたします。

農政課（松本課長補佐）

同じく農政課課長補佐の松本です。よろしくお願いいたします。

農政課（土岡技師）

同じく農政課技師の土岡と申します。よろしくお願いいたします。

農政課長

次に、農業委員会事務局長から農業委員会事務局職員の紹介をお願いします。

事務局長

事務局長の大畦でございます。各自紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（小路次長）

事務局次長の小路と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局（平木主幹）

事務局主幹の平木と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局（有馬主査）

事務局主査の有馬と申します。よろしくお願ひいたします。

農政課長

それでは、まず臨時議長の選出でございます。お手元の参考資料の6ページをお開きください。

広島市農業委員会会議規則でございます。下線を引いてございます部分の第4条第2項に「議長の職務を行うものがない場合においては、出席委員中最年長者が臨時に議長として職務を行う。」と規定されております。

従いまして、本日出席の最年長委員である河野芳徳委員が臨時議長ということになりますので、河野芳徳委員に臨時議長をお願いいたします。

河野芳徳委員、よろしくお願ひいたします。

（臨時議長 着 席）

臨時議長

ただいまご紹介いただきました、河野でございます。規定によりまして指名されたものでございます。

新会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきます。何かと不行き届きの点があろうかとは思いますが、委員各位のご協力のほどをお願いいたします。

ただいまから総会を開会いたします。その前に市の職員は、ここで退席されます。どうもありがとうございました。

（市側職員退席）

臨時議長

それでは、ただいまから令和4年第7回総会を開会します。

本日の総会は、委員19名のうち、19名の出席がありましたので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の議事録署名者は、議席番号4番の委員と5番の委員にお願いをいたします。なお、委員の氏名は議席が決定した後に、改めて申し上げます。

それでは、議案第1号、会長の互選に入ります。

「農業委員会等に関する法律」第5条第2項で、会長は、委員が互選した者をもって充てると規定されておりますが、互選の方法等について、農業委員会事務局次長から説明をお願いいたします。

事務局次長

それではご説明いたします。会長の選出については、「農業委員会等に関する法律」第5条第2項により、委員の互選によると規定されております。

互選には選挙（投票）による方法と、選考委員による指名推薦で決定する方法がございます。

それぞれの方法をご説明いたします。

選挙による方法は、単記無記名投票（記入者名のない用紙に候補を1人だけ記入し、箱に入れること）により有効投票の最多数を得た者を当選人とする方法です。

指名推薦による方法は、あらかじめ選考委員を定め、選考委員の合意により指名推薦し、その者を総会が承認する方法です。

以上で説明を終わります。

臨時議長

ただいまの説明のとおり、会長の互選には、各委員の投票による方法と、指名推薦による方法がございます。

どのような方法で会長を互選するのがよいか、お諮りをいたします。

なお、初総会であり、発言される方は挙手の上、氏名を告げて発言をしてください。

溝口委員

溝口です。前回同様に選考委員による指名推薦方式により互選するのがよいと思います。

臨時議長

ただいま、選考委員により指名推薦するとの発言がありましたが、他にご意見はございませんか。

(意見なし・異議なし)

臨時議長

それでは、異議なしと認め、会長の互選は、選考委員による指名推薦とすることに決定します。

選考委員による指名推薦の方法について事務局次長に説明を求めます。

事務局次長

それでは一つの案として説明をさせていただきます。

選考委員の選出方法ですが、各地区協議会の区域に住所を有する委員の中から1名ずつ選出していただいて、6名の選考委員により選考するという案です。

お手元の「参考資料」の23・24ページをご覧ください。地区協議会とは、農業委員会業務を円滑に進めるため、地区別に協議・検討を行うことを目的に、市域を6つに分けて設置しているものです。

これは、あくまでも1つの案ですので、他の方法も含めご検討いただき、決定をしていただきたいと思います。説明は以上です。

臨時議長

ただいま説明がございましたが、他の方法も含めて、ご意見・ご質問はございませんか。

(意見なし)

臨時議長

各地区協議会の区域に住所を有する委員の中から1名ずつ選考委員を選出する方法としてよいでしょうか。

(異議なしの声あり)

臨時議長

異議なしとのことですので、選考委員の選出方法は、各地区協議会の区域に住所を有する委員の中から1名ずつ選考委員を選出することとします。

お手元の資料に記載の地区協議会ごとに協議をしていただき、各1名の選考委員の選出をお願いいたします。

(地区協議会ごとに協議)

臨時議長

選考委員が決定したようですので、事務局次長から報告いたします。

事務局次長

それでは発表いたします。

旧市地区協議会は鍛冶山委員、安佐南区地区協議会は溝口委員、白木・高陽地区協議会は下谷委員、可部・安佐地区協議会は沼田委員、安芸区地区協議会は山縣委員、佐伯区地区協議会は児玉委員、以上の6名の方に決定いたしました。

臨時議長

それでは、選考委員のかたは別室において、会長の指名推薦について、協議してください。その間、休憩といたします。

(一 時 休 憩)

(別室で選考委員が選考)

臨時議長

選考の結果が出たようですので、会議を再開します。

選考委員代表から選考の結果をご報告願います。

選考委員代表（山縣委員）

代表になりました山縣でございます。

結果をご報告申し上げます。

選考の結果、福島委員を会長に指名推薦することに決定しましたのでご報告いたします。
以上です。

臨時議長

選考委員が指名した、福島委員を会長にすることで、ご異議はございませんか。

(異議なしの声 多数)

臨時議長

異議なしとのことですので、会長は福島委員とすることに決定します。

それでは、これをもちまして私の臨時議長としての任務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局次長

河野芳徳委員、どうもありがとうございました。それでは、新会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

福島委員

ただいま広島市農業委員会会長に選任いただきました、福島です。よろしく願いいたします。

農業委員会会長という大役を仰せつかりまして、その重責を痛感しているところでございます。

6年前の農業委員会制度の改正以降、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地利用の最適化の推進」として、遊休農地の解消や、担い手への農地利用の集積などに取り組んできました。

農業を取り巻く環境を見ますと、農業者の高齢化や担い手不足等による遊休農地の増加また、コロナ禍や円安に加えて、国際情勢により農業用資材の価格高騰など、依然として多くの課題や問題があります。

このような状況の中、本市の農業と農村の発展のために、誠心誠意努力をいたす覚悟でございますので、なにとぞ、委員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

事務局次長

ありがとうございました。これより議長は、福島会長となります。福島会長、どうぞよろしくをお願いします。

議 長

それでは再開いたします。議案第2号、会長職務代理者の互選に入ります。

会長職務代理者2人の互選につきましては、会長の互選と同様に、投票による方法と、指名推薦による方法がありますが、先程、会長を選出していただいた選考委員により、選考していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

異議がないようでございますので、会長職務代理者2人の互選は、先程、会長を選出していただいた選考委員により、選考していただきます。

それでは、選考委員さんは別室において、会長職務代理者2人の指名推薦について、協議してください。

それでは、選考が終わるまで、暫時、休憩に入ります。

よろしくをお願いします。

(一 時 休 憩)

(別室で選考委員が選考)

議 長

選考の結果が出たようですので、会議を再開いたします。

選考委員代表から選考の結果をご報告願います。

選考委員代表（山縣委員）

同じく山縣でございます。よろしくをお願いします。

ご報告いたします。選考の結果、鍛冶山委員を第1順位の会長職務代理者に、己斐委員を第2順位の会長職務代理者に指名推薦することに決定しましたので、ご報告いたします。以上です。

議 長

ただいま選考委員代表から報告がありました。このことについて異議はありませんか。

(異議なしの声 多数)

議 長

異議がないようでございますので、鍛冶山委員を第1順位の会長職務代理者とし、己斐委員を第2順位の会長職務代理者とすることに決定します。

鍛冶山会長職務代理者、己斐会長職務代理者に就任の挨拶をお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

西区の鍛冶山正照でございます。福島会長をできるだけ補佐してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

己斐会長職務代理者

安佐北区白木町の己斐と申します。会長のご協力・補助をさせていただきたいと思っております。

議 長

続きまして、議案第3号、議席の決定に入ります。

事務局説明をお願いいたします。

事務局次長

説明いたします。当委員会会議規則第5条第1項に、委員の議席は、委員の任期満了による任命後、最初の総会において「クジ」で定めることと規定されております。

このクジの方法は、2つの方法があります。

第1の方法は、全委員のかたでクジを引いて、議席番号を決める方法です。

第2の方法は、地区協議会ごとに、クジで議席番号を決める方法です。

地区協議会の順番は、「広島市区の設置等に関する条例」に基づく順番といたします。

以上が2つの方法です。

なお、これまでの慣例により1番は会長、2番、3番は会長職務代理者とし、4番以降

19番までをクジといたします。

説明は以上です。

議 長

ただいま説明がありましたが、今までの慣例により、1番は会長、2番、3番は会長職務代理者とすることについて、異議はございませんか。

(異議なしの声 多数)

議 長

異議がないようでございますので、そのように決めさせていただきます。

次にクジの方法です。1つは、16名の委員がクジを引いて4番から19番を決める方法、もうひとつは、地区協議会の順番は固定し、地区協議会の中でクジにより議席を決める方法です。どちらの方法で行うか、お諮りします。

沼田委員

沼田でございます。今、議長の説明があったように、2番目の地区協議会の順番で決めていただくのはどうでしょうか。支障がないようであれば、今までどおり仮議席の順番で決めていただくわけにはまいりませんか。

議 長

皆さん、異議ございませんか。

(異議なしの声 多数)

議 長

意義がないようでございますので、仮議席の順番とすることにしましたので、事務局から議席番号を報告してください。

事務局次長

議席番号を発表します。

1番は会長、2番は第1順位の会長職務代理者、3番は第2順位の会長職務代理者と決

まっておりますので、4番からご報告いたします。

4番は山本委員、5番は溝口委員、6番は上垣内委員、7番は浅元委員、8番は岩重委員、9番は下谷委員、10番は佐藤委員、11番は高島委員、12番は沼田委員、13番は谷口委員、14番は舩木委員、15番は河野委員、16番は山縣委員、17番は吉田委員、18番は奥田委員、19番は児玉委員となります。

議席につきましては、次回の総会において、名簿をお渡しいたします。以上です。

議 長

以上で総会の議席が決定いたしました。

ここで、本日の議事録署名者を指名します。議席番号4番、山本委員、5番、溝口委員をお願いいたします。

次に、「その他」といたしまして「令和4年度農業委員会活動計画」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（平木主幹）

令和4年度農業委員会活動計画について説明します。

これは、農地行政を適正に推進するため、農業委員会が毎年度活動計画を策定するものです。本年5月の総会においてご承認をいただいたものですが、本日は農業委員改選後初の総会ですので、改めてご説明します。

1の「活動方針」は、農業委員会の全般的な役割についての内容です。

2の「重点活動」は、農業委員・推進委員が担当地区の農地所有者の意向を把握し、農地の状況に応じた多様な担い手とのマッチングや中核的担い手の農地の確保、また農外からの参入など多様な利活用を進めることを挙げております。

次に、具体的な活動は、3の「活動内容」のとおりです

1つめは、(1)「農地等の利用の最適化の推進」として、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進を図ることとしています。

続いて、(2)は「地域農業・農村の活性化」、(3)は「有害鳥獣対策の推進」、(4)は「法定等業務の適正運営」、(5)は「会議の開催」であり、こうしたことを活動内容としております。

以上の活動内容を実施し、農業委員会の業務を適正に運営することとしております。

説明は以上です。

議 長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございますか。

(意見・質問なし)

議 長

ございませんか。

(意見なし)

議 長

無いようでしたら、これをもちまして、本日の総会日程はすべて終了しました。
鍛冶山職務代理、挨拶をお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

大変皆様お疲れ様でございました。

今日からまた新たな農業委員として新しく出発するということになっております。
皆様のご協力での農業委員会が益々発展することを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうも大変お疲れ様でした。